

第3次尾鷲市環境基本計画（素案）に対するパブリックコメントでのご意見への回答

1 意見の募集期間

令和4年12月19日（月）～令和5年1月20日（金）

2 意見の提出者数及び意見件数

提出者数 3人 意見件数 8件

3 提出された意見及び市の考え方等

番号	該当部分	意見の概要	市の考え方・対応	対応 区分
1	全般	<p>急峻な地形をもつ尾鷲市では、自然エネルギー（ソーラー発電および風力発電）導入にあたり、自然災害の際に二次災害を起こすことを考慮し、計画を建てる必要があります。なぜなら、2021年7月に発生した静岡県熱海市の大規模土石流事故で、ソーラー発電の因果関係がハッキリしていません。何かあった時の対応や責任の所在がハッキリしない面があり、条例なき自然エネルギーの推進は無謀です。まずは以下の4点を決めてから計画的に導入することの提言をします。</p> <p>(1) 基本環境条例をつくる際に多様なメンバーを加える 条例をつくる際にメンバーに①自然保護関係者 ②防災関係者 ③弁護士 ④市民など ⑤自然エネルギーの専門家を加える</p> <p>(2) トラブルがあった時の所在と対応 なにかトラブルがあった時、緊急応急対応処置、経年劣化のメンテナンスなど、責任の所在およびスピーディーな対応を明確にし、行政のどの部署がそのあたりを対応するのかを決める。また住民に被害があったときの弁護士も立てる</p> <p>(3) 太陽発電および風力発電の公害を最小限に抑えるためのルールづくり ソーラーパネルの反射光により熱い、眩しい、またモスキート音による不快音、および風力発電設置による周波や電磁波による健康被害の影響があるといわれています。そのあたりも想定し、どこへ設置するかなどを検討する必要。特に保育園などは慎重に。</p> <p>(4) 世界遺産「熊野古道」など景観保護の条例をつくる 例) 御浜町 伊勢路景観保護条例</p>	<p>再生可能エネルギーである自然エネルギーの導入は、地球温暖化対策として有効に期待されるものの、一方では設置するために行われる民間の開発については課題があることを市としても認識しています。</p> <p>懸念されている太陽光発電施設、風力発電施設等の再生可能エネルギーの導入による環境影響については、「環境影響評価法」、「三重県環境影響評価条例」、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」等により、事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うための制度が既に確立されています。そのことから、国、県と連携しつつ、地域住民の理解を得ながらの事業推進等を図ることにより、安全・安心な生活環境、豊かな自然環境との調和がとれた再生可能エネルギーの適正な導入を進めてまいります。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、太陽光発電施設については、国及び県の制度の規模要件に満たない小規模な施設について、適正導入に係るガイドラインの策定を検討します。</p> <p>(1)については、今後の尾鷲市環境審議会委員の選考の際にご意見を参考に検討させていただきます。</p> <p>(2)・(3)については前段のとおりです。</p> <p>(4)の条例につきましては、平成14年に「尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例」が施行されています。</p>	A

番号	該当部分	意見の概要	市の考え方、対応	対応区分
2	全般	<p>ソーラー発電、風力発電などの自然エネルギー導入にあたり、観光資源である海山の共存を図る必要があります。事前に以下の問題点を調査し、計画的に取り組まなければ環境破壊につながる可能性が大きいと考えます。</p> <p>①ソーラー発電による土壌汚染問題について ②ソーラー発電および風力発電設置につかうコンクリートの影響 ③強風及び台風による二次災害</p> <p>よって、以下の問題点を想定する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーラーパネルが散らばり、感電する事故。 ・ソーラーパネルが水没すると、水の中で発電し、人体や海洋生物への影響がでる。 <p>以上のことから、環境基本計画をつくるにあたり、以下の SDGs の目標を満たす条例を先に作り、自然エネルギーの導入を調査、検討することを望みます。条例を作りにあたり、会議が行われる際には、多種多様な専門家や市民をメンバーとし、環境基本計画を進めることを望みます。</p> <p>SDGs 3「すべての人に健康と福祉を」 SDGs 6「安全な水とトイレを世界中に」 SDGs 8「働きがいも経済成長も」 SDGs 11「住み続けられるまちづくりを」 SDGs 12「つくる責任 つかう責任」 SDGs 14「海の豊かさを守ろう」 SDGs 15「陸の豊かさも守ろう」</p>	<p>環境基本計画は、「尾鷲市環境基本条例」第8条にその策定が義務付けられており、「第2次尾鷲市環境基本計画」の目標年次が2022（令和4）年度であることから、2022年度内の計画改定に向けて、尾鷲市環境審議会の開催やパブリックコメント等の手続きを進めているところです。</p> <p>太陽光発電施設、風力発電施設等の再生可能エネルギーの導入への対応については、（番号1）の市の考え方でもお示ししたとおり、関係法令等を踏まえて、国、県と連携しながら、安全・安心な生活環境、豊かな自然環境との調和がとれた再生可能エネルギーの適正な導入を進めるとともに、太陽光発電施設については、国及び県の制度の規模要件に満たない小規模な施設について、適正導入に係るガイドラインの策定を検討します。</p> <p>また、SDGsに基づく条例の策定予定はありませんが、本市では「第7次尾鷲市総合計画」でも記載のあるように、SDGsの考え方を取り入れ、未来に向けて持続させることを目指したまちづくりを行っていることから、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p>	A

番号	該当部分	意見の概要	市の考え方、対応	対応区分
3	第1章 計画の基本的事項 第2節 計画の位置づけ P.3	ボックスのイメージ図で、第7次尾鷲市総合計画の矢印が下向きの説明について、例えば「即して」「連携とか」とかは何を示したいのか。	本文記載のとおり、環境基本計画は、「尾鷲市総合計画」から展開する各種計画の環境に関する施策や事業について、横断的に整合を図るものです。イメージ図の下向きの矢印は、いずれも総合計画から展開しているという意図で示しています。	B
4	第2章 尾鷲市の状況 第4節 第2次尾鷲市環境基本計画の総括と課題 P.17	<p>2. 生活環境</p> <p>海域の水質が環境基準不適合となっている。さらに、どの場所かが明確に記載されていないが悪臭はどこなのか。</p> <p>また、空き家が増えたと記載しているが。市として、今までどのような取り組みをしたのかを示さないと。課題列挙は、市の姿勢としてどうなのか。そうしないと、p.20「尾鷲市の望ましい環境像」を目指すことの施策の推進だけで、具体的に基本目標が達成できるのですか。</p>	<p>本節は、環境基本計画の構成上、第2次尾鷲市環境基本計画の総括と課題の洗い出しの概要を示したものであり、第2次尾鷲市環境基本計画のすべての施策の進捗状況は、「令和4年度第1回尾鷲市環境審議会」の配布資料（以下 URL 参照）で整理しました。</p> <p>https://www.city.owase.lg.jp/0000019953.html</p> <p>水質については、環境調査対策事業、下水改良事業、浄化槽普及促進事業等の施策の実施により、水質の適正な維持管理に努めています。</p> <p>空き家対策としては、2015年に「尾鷲市空き家バンク利用促進助成金制度」を創設し、空き家の利活用を促進するとともに、「尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例」（令和元年尾鷲市条例第8号）の施行のほか、「尾鷲市空家等対策計画」（2021年2月、2022年5月改訂）を策定し、空き家の適正管理に努めています。</p> <p>なお、悪臭の具体的な発生場所については、公害紛争中の個人・事業者等の特定につながるおそれがあることから、公表は差し控えていただきます。</p>	B
5	第3章 計画の目標 第2節 施策の体系 P.22	<p>循環型社会の環境目標</p> <p>3Rの高度化と循環経済への転換を進めるとなっていることは、現在計画しているごみ処理施設の規模も小さくできると判断できるのですね。</p>	本市では、3R（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）とごみの分別を推進し、排出量の削減と資源化に努めており、生ごみの減量化、食品ロス削減の推進に向けた啓発は、そのための基本的な施策の一つであり、引き続き取り組んでいく課題です。現在計画しているごみ処理施設の規模については、東紀州環境施設組合が計画します。	B

番号	該当部分	意見の概要	市の考え方、対応	対応区分
6	第4章 基本計画 第2節 生活環境 P.26	以前、日経新聞にも掲載されていましたが、現在、香り入りの除菌剤や洗剤による健康被害が増えています。香り成分は化学物質でつくられており、それによる被害が増え消費者庁でもとりあげられています。つくば市などは基本的対策をつくっています。保育園、学校、病院などいろいろな人が集まる場での規制を提言します。	本計画には反映しませんが、国や他自治体の動向なども踏まえながら、市のウェブサイト等を活用して化学物質過敏症や香りのエチケット等に関する普及啓発や情報提供に努めてまいります。	A
7	第4章 基本計画 第3節 循環型社会 P.29	尾鷲市は「食のまち・魚のまち」としてPRしていますのでSDGsの観点からも海ゴミ問題、マイクロプラスチック問題の基本的計画をつくることを提言します。	海岸漂着物問題は、発生抑制、海岸漂着物等の処理、普及啓発等、関係者や分野が広範であり、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下「海岸漂着物処理推進法」）の規定では、都道府県が「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に沿って海岸漂着物対策を推進するための地域計画を作成することとされています。 三重県では、「海岸漂着物処理推進法」に基づき、2012年3月に「三重県海岸漂着物対策推進計画」が策定されていることから、本市としては同計画を踏まえ、県及び周辺市町と連携して海岸漂着物問題、プラスチック等による海洋汚染問題に取り組んでまいります。	A
8	第5章 計画の推進 第2節 各主体の役割 P.35	p.36で主体のことを記載しているが、役割の循環を明確にする必要性は、単にPDCAサイクルを示しても計画だけの見直しは、本当に環境意識の共有につながるのですか。	各主体の役割については、p.35「第1節 計画の推進体制」に示したとおりです。 また、環境意識の共有を図るため、環境基本計画に掲げた施策を着実に実行するとともに、市のウェブサイトや広報などを活用して、市の抱える課題や必要な対策に関する情報を随時提供していきます。	B

4 意見への対応結果

- A. 今後の施策、事業実施にあたって検討又は参考とするもの 4件
- B. 意見に対する市の考え方を説明し、ご理解をいただくもの 4件